

第62号議案

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和6年12月5日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

第一条 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和三十一年九月文京区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七十」を「百分の百九十」に改める。

別表第一中「九十三万円」を「九十三万九千四百円」に改める。

第二条 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百九十」を「百分の百八十」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定（第五条第二項の改正規定を除く。）による改正後の文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定 令和六年四月一日

二 第一条の規定（第五条第二項の改正規定に限る。）による改正後の文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定 令和六年十二月一日

（給与の内払）

3 第一条の規定による改正後の文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（以下「第一条による改

正後の条例」という。)の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和六年度における給与の差額の支給日)

4 第一条による改正後の条例により生じた給与の差額の支給日は、令和六年度に限り、令和七年一月十五日とする。